

家畜衛生だより

令和2年6月発行 No.2-5(豚) 埼玉県川越家畜保健衛生所

電 話:049-225-4141 FAX:049-226-9653 緊急携帯090-7191-3473

E メール: <u>r254141@pref.saitama.lg.jp</u> (夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

管内の小川町及び東松山市で、CSF(豚熱)陽性の野生イノシシが初めて確認されました!

県内で実施している野生イノシシの CSF 検査について、新たに小川町と東松山市で CSF 陽性が確認されました。

・管内で陽性が確認された野生イノシシー覧(6月分)

市町村	状態	検査日	捕獲日	性別	成子の別
小川町	捕獲	R2.6.4	R2.5.23	<u></u>	成獣
小川町	捕獲	R2.6.11	R2.6.1	3	成獣
飯能市	捕獲	R2.6.11	R2.6.7	우	成獣
東松山市	死亡	R2.6.11	R2.6.8	3	成獣
東松山市	捕獲	R2.6.18	R2.6.11	우	成獣
小川町	捕獲	R2.6.18	R2.6.7	우	成獣

・既に感染イノシシが確認されている管内市町村 飯能市、日高市、越生町、小川町、東松山市、ときがわ町

改めて飼養衛生管理基準をご確認ください

- ・衛生管理区域への野生イノシシ等の侵入防止対策を徹底してください
- ・衛生管理区域に入退場する人・車両等の消毒を徹底してください
- ・飼養豚に異常があった場合、速やかに川越家畜保健衛生所へ連絡してください
- ・豚熱ワクチン接種については、接種漏れ等がないよう豚群を適切に管理してください

· 飼養衛生管理者の報告はお済みですか?

家畜衛生だより(NO2-4)でお知らせしたとおり、飼養衛生管理者の報告をお願いしています。 未提出の方は提出をお願いします。(令和2年7月1日締切)

飼養衛生管理基準が改正されました 衛生対策の強化が必要になります!

令和2年4月に飼養衛生管理基準(豚・いのしし)が改正され、7月1日から施行されます。(一部の取組みには猶予期間があります)

基準が厳しくなるため、新たに追加される項目があります。未実施の項目については、早めの対応をお願いします。

7月1日から

- 畜舎ごとに専用の作業着、長靴を着用してください。
- 家畜の場内移動は、屋根・壁で囲まれた通路で行うか、消毒済みの ケージやリフトを使用して行ってください。
- 飼養衛生管理区域ではペット(猫など)の飼育が禁止されます。

11月1日から

- いのしし等の侵入防止のため、飼養衛生管理区域を防護柵で囲ってください。
- 畜舎、飼料庫、堆肥舎に防鳥ネット(目合2cm 以下)を設置してください。

農場周囲における柵の設置



- イノシシ、キツネ、タヌ キなど野生動物や人の侵 入を防止する。
- 塀の設置が難しい場合も 電柵とワイヤーメッシュ を2重に設置することで 効果が向上する。

畜舎における防鳥ネットの設置



- 畜舎の屋根や壁の破損は 随時補修する。
- ・ 畜舎開口部(出入口を含む)にネットを設置する・ 定期的に点検し、ネット等の破損個所は速やかに補修する。

畜舎周辺の除草や木の伐採



- ・畜舎周辺及び農場周囲に除草や
- 木の伐採による緩衝帯を設置する
- と、ネズミ等が近づきにくくなる。
- ・畜舎内外の整理・整頓・清掃を心がける

堆肥舎等における防鳥ネットの設置



堆肥舎や死廃豚保管場所は、食べ残し飼料等がカラスやタヌキなどの野生動物を誘引し、病原体が持ち込まれる可能性があるため、防鳥ネットやブルーシートをかぶせる。